

尾鷲市競争入札心得（物品・物件等）

1 入札方法

- (1) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の宛名は市長宛とし、1件ごとに作成して封書のうえ、入札者の氏名、又は法人名及び物品名等を表記して、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。）自ら投函する。
- (3) 代理人が入札する場合には、次のとおり取り扱うものとする。
 - ①代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投函前に委任状を提出する。
なお、この場合の入札書には入札者の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。
 - ②代理人が入札者本人の住所、氏名（法人にあっては、法人の住所、名称及び代表者氏名）が記載され押印のある入札書により入札する場合には委任状の提出を必要としない。
- (4) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とするものとし、この限度内において落札者がないときは、打切りとする。
- (6) 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに、入札者を立ち合わせて行う。

2 入札の無効

- (1) 次の各号の一に該当するときは、その者の入札は無効とする。なお、⑧に該当する入札については、その回の入札のみ無効とし、再度入札については参加できる。
 - ①入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - ②入札者が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。
 - ③入札者が他人の入札の代理をしたとき。
 - ④入札に際して談合等の不正行為があったとき。
 - ⑤入札保証金の額が尾鷲市会計規則（昭和41年規則第4号）第73条第1項に規定する額に満たないとき。
 - ⑥入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。

- ⑦入札者がその提出した入札書の書替え、引替え又は、撤回をしたとき。
- ⑧入札書の金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札又は、金額を訂正した入札をしたとき。
- ⑨その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- ⑩事前審査による参加資格の通知により参加資格を有するとされた者であっても、入札執行後の審査により参加資格を有しないことが決定したとき。

3 入札の失格

- (1) 入札の執行を妨げたとき。

4 入札の辞退

- (1) 入札書の投函前において、やむを得ず入札に参加できなくなった者は、その理由を添えた辞退届を提出しなければならない。
なお、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

5 入札の中止

- (1) 天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は取り止めることがある。
なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とする。

6 落札者の決定

- (1) 落札となるべき同値の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。
- (2) 指名競争入札の際、入札参加業者が1者だけで他が全部辞退又は棄権となった場合はその入札を不調とし、その者の入札書の金額が予定価格の範囲内であるときは、その金額をもって随意契約とすることができる。

附 則

この入札心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この入札心得は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この入札心得は、令和元年10月1日から施行する。